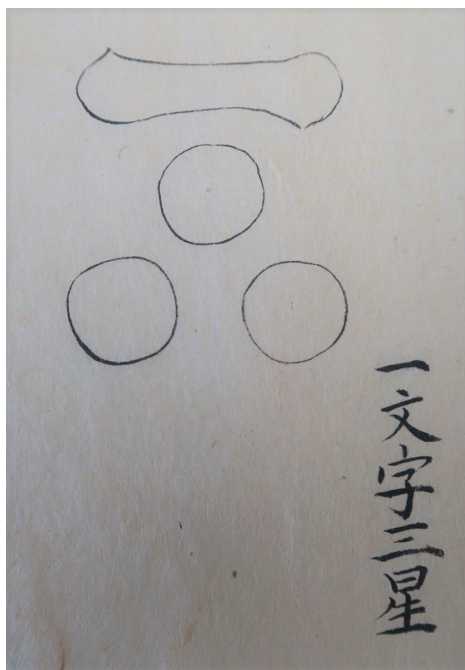


切一文字三星



筆勢一文字三星

「御紋書出 附御末家共」(毛利家文庫15文武52)



14

ツカウ・イカス ②

毛利氏の家紋「一文字三星」

いわゆる「家紋」は紋章の一つで、個人や家系を始めとして、公的機関、軍隊の部隊などの組織・団体などを識別し、特定する意匠・図案のことをいいます。古くから旗や幟や幕、道具や衣服等に用いられることで、視覚だけで相手にその紋章が意味する人や組織、およびそれに伴う「所有」、「所属」、類似の紋章による「関係性」などの「意味」を伝達することができました。

《毛利家の家紋》

毛利家の家紋としてよく知られている「一に三星」は、享和元年(1801)に幕府の尋ねに応じて差し出した「御紋書出 附御末家共」(毛利家文庫15文武52)によると、おおむね以下のとおりです。

- ・「一に三星」紋は先祖阿保親王以来の紋だと伝えている。上代のことなので由来書は見えないが、古来使っている。
- ・毛利元就公は菊・桐の紋を勅許され、以後双方を用いてきた。沢瀉(おもだか)の紋については諸説ある。

として、「旗の紋」「幕の紋」「家の紋」と「替紋」を書き出しています(後掲)。

《筆勢一文字と切一文字》

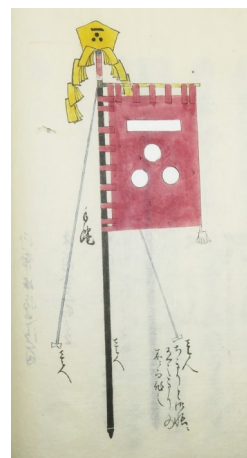
実は一文字三星には、のちに使い分けられる数種があり、「一」の字を筆遣いのように書くもの(「筆勢一」と、長方形のように書くもの(「切一」)をめぐって、萩本藩とその支藩である長府藩との間にやりとりがありました。前掲の資料で、萩本藩は「切一文字三星」について、概略以下のように記しています(本文は裏面参照)。

「この紋は古来の旗や幕に用いられてきたが、しだいに筆勢一を用いることが多くなった。形が変わっただけで、筆勢一と切一との区別は特になかったように見えるが、現在末家方(長府藩)や枝葉様(分家・親族)は筆勢一を用いず、切一を用いているので、両者の区別があるようになった。(そのようなことなので、)普段は(本藩は家紋として)切一を用いないが、替紋として(幕府に)書き出すことは支障ない」

萩本藩から幕府への書出は、

〔旗の紋〕

桐・一文字三星(筆勢一と切一の2種)



「御武具覚書 一」
(毛利家文庫15文武59)

「御武具覚書」は毛利家の武具全般についての図録で、その冒頭に描かれた「御円居(まとい=纏)」の図です。切一文字三星が使われています。

この図録の作成年は不詳ですが、一般郷土資料538に写本があり、「秘書」扱いされていたものを享和元年に写したと記されているので、本文の御紋書出より前に成立していたと考えられます。

〔幕の紋〕

桐・一文字三星(筆勢一と切一の2種)および沢瀉

〔家の紋〕

一文字三星(筆勢一)・沢瀉・菊・桐

〔替紋〕

一文字三星(切一)

でした。

一方、長府藩でも、筆勢一を用いた藩祖秀元の時代の旗が見つかり、提出した書出の差し替えを本藩に申し出ましたが、「当時(現在)は用いていないのだから用捨(遠慮)せよ」という理由で本藩に却下されています。

このように、毛利氏の「一文字三星」に関していえば、かつてそれほど厳密に定められていなかった意匠(デザイン)が、幕府による調査などをきっかけに細分化・固定化されていった過程を見ることができるでしょう。

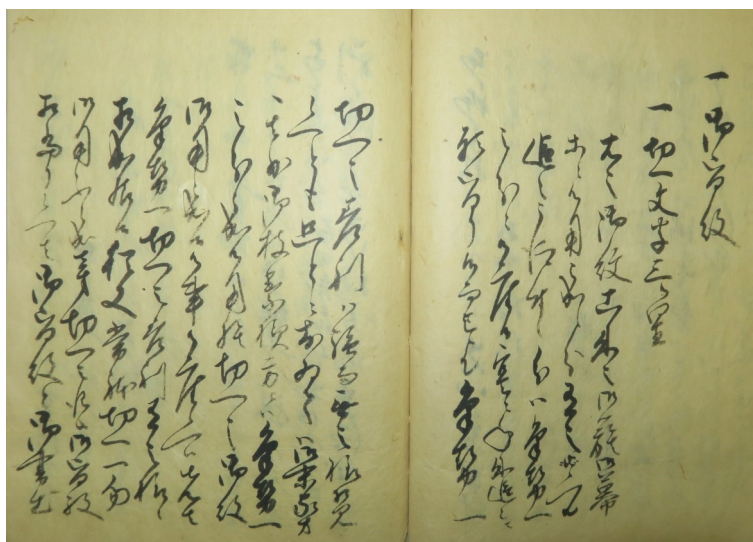
江戸時代の大名コンパクトガイドともいえる「武鑑」によると、おおむね享保年間ころから、長府毛利家の紋が「切一文字三星」で本藩と区別され始めていますが、この資料の長府藩の言い方からすれば、同じ一文字三星でも、より本藩に近い意匠にこだわりも感じられます。毛利秀元は毛利元就の孫であり、毛利輝元の嗣子として豊臣秀

吉からも認められて偏諱(へんき)を受けた人物です。輝元に秀就が生まれると世継を辞退し分家しました(長府藩の成立)が、長府藩3代綱元の子吉元と8代藩主匡敬(重就)は萩本藩の藩主となるなど、本藩との関係は深いものがありました。

ともあれ、この資料からいえることは、

- ・萩本藩は、古来筆勢一文字三星紋も切一文字三星紋も、いずれも用いてきたが、筆勢一を用いることが多くなった。
- ・長府藩は、藩初筆勢一を用いたこともあったようだが、もっぱら切一を用いるようになった。
- ・享和元年、萩本藩は家紋として筆勢一を、替紋として切一を幕府に書き出し、長府藩は切一を家紋として書き出した。ただし旗紋・幕紋については、本藩は筆勢一・切一の双方を書き出している。
- ・したがって、切一文字三星紋だからといって長府藩とは断定できないし、筆勢一文字三星紋だからといって萩本藩の紋とは必ずしも断定できない。

ということで、幕府に提出した紋が公式なものとなって、享和元年以降は「筆勢一文字三星の家紋は萩藩」、「切一文字三星の家紋は長府藩」という区別が定着したと思われる。



「御紋書出 附御末家共」(毛利家文庫15文武52) 概要は本文をご参照ください。

一 御替紋

一 切一文字三ツ星

右之御紋古来之御旗御幕
等二御用被成候分有之候へ共
追々被仰付候分ハ筆勢一
之分二御座候 寔二年來追々ニ
形替り候而已ニ筆勢一
切一之差別ハ強而無之様相見
候へとも只今ニおゐてハ御末家方
其外御枝葉様方ニハ筆勢一
之分被成御用捨切一之御紋
御用被成候御事御座候へハ先ハ
筆勢一切一之差別有之様ニ
相成居候猶又常躰切一一向
御用不被成旁切一之儀ハ御替紋
相当り候へハ御替紋と御書出
(相成候而差障りも無之、…)